

就農者支援制度(国・町)一覧

新規就農

研修支援	壮警町支援 農業以外の産業に従事(学生含む)し、町内に就農を希望する年齢が18歳以上56歳未満で、配偶者又は18歳以上60歳未満の同居の親族を有している方。 就農研修資金 月額8万円(年額96万円) 研修開始から1年以内(研修先と雇用契約不可) 研修生に直接支払 ・就農開始から5年以上継続し6年目～10年目まで毎年192,000円を免除(離農した場合は残額を返済) 受入指導農家謝金 月額1万円以内(年額12万円以内) 研修開始から1年以内(研修生と雇用契約不可) 指導農家に直接支払 国支援 就農予定時の年齢が原則45歳未満の者 ※ 町と国両方重複して支援を受けることができます。 農業次世代人材投資(準備型)事業(北海道農業公社～町担い手育成センター経由)※旧青年就農給付金 年額150万円 研修開始～最長2年間(海外研修1年行う場合は合計3年間まで) 研修生に直接支払 ・過去に「農の雇用事業」該当者、失業保険、生活保護等受給者は不可 ・研修先と雇用契約不可。過去の雇用契約も含む(パート、アルバイト月35時間未満を除く)。 ・研修時間は年1200時間以上を原則(1ヶ月100時間以上)とする。
就農支援	壮警町支援 上記、町就農研修を終了した者 A農用地の取得 年50万円を限度 就農開始から1年以内 就農者に直接支払 B農用地に賃借料 1/2以内で10万円を限度 就農開始から5年間 就農者に直接支払 ※ AかBはどちらか一方を選択し両方の支援は不可。 C農機具、施設購入 年200万円を限度 就農開始から1年以内 就農者に直接支払 ・購入額(申請額)が200万円以下ならその額とする。 ※ 上記A～Cは就農後5年以上営農しない場合は返還が必要。 壮警町青年就農給付金(経営開始型)事業 1年目150万円、2年目～5年目 350万円-前年所得×3/5(前年所得100万円未満は150万円支給) ※ 夫婦が共同経営者の場合は上記金額の1.5倍額とする(1年目 225万円)。 就農開始から5年間 就農者に直接支払 ・原則、農業次世代人材投資(準備型)事業(国)活用のみ。 ・就農時、45歳未満(夫婦共) ・年間150日以上かつ年間1200時間以上の就農を原則とする。 ・年間総所得350万円以上の場合は翌年から停止(その後、給付期間内で350万を下回った場合は再開する)。 ・給付期間中の返還規定はあるが、期間経過後は無し。 国支援 (株)日本政策金融公庫(JA窓口) 青年等就農資金(無利子融資) 借入限度額 3700万円 農業経営開始前 就農者に貸付 ・施設、機械の取得等(農地等の取得は除く) ・貸付利率=無利子、償還期限=12年以内、据置期間=5年以内、担保等=実質無担保・無保証人

就農後継者(親元就農)

研修支援	壮警町支援 農業以外の産業に従事(学生含む)し、親が町内で農業を営み、その経営を継承することが確実と見込まれる年齢が18歳以上46歳未満の方。 就農研修資金 親元からの就農研修(親等が所有する家屋含む) 配偶者有 月額5.5万円 研修開始から1年以内(研修先と雇用契約不可) 研修生に直接支払 (親等が所有する家屋含む) " 無 月額4.5万円 親元以外からの就農(親等が所有する家屋除く) 配偶者有 月額6.5万円 (親等が所有する家屋除く) " 無 月額5.5万円 ・就農開始から5年以上継続し6年目～10年目まで毎年総支給額÷5年=円額を免除(離農した場合は残額を返済) 受入指導農家謝金 月額1万円以内(年額12万円以内) 研修開始から1年以内(研修生と雇用契約不可) 指導農家に直接支払 国支援 就農予定時の年齢が原則45歳未満の者で研修終了後、5年以内に経営を継承(法人の場合は経営者)となる方。 ※ 町と国両方重複して支援を受けることができます。 農業次世代人材投資(準備型)事業(北海道農業公社～町担い手育成センター経由)※旧青年就農給付金 年額150万円 研修開始～最長2年間(海外研修1年行う場合は合計3年間まで) 研修生に直接支払 ・過去に「農の雇用事業」該当者、失業保険、生活保護等受給者は不可 ・研修先と雇用契約不可。過去の雇用契約も含む(パート、アルバイトを除く)。 ・研修期間中、親元からの給与の支給不可。 ・研修時間は年1200時間以上を原則(1ヶ月100時間以上)とする。
就農支援	壮警町支援 上記、町就農研修を終了した者 農機具、施設購入 年200万円を限度 就農開始から1年以内 就農者に直接支払 ・購入額(申請額)が200万円以下ならその額とする。 ※ 就農後5年以上営農しない場合は返還が必要。 壮警町青年就農給付金(経営開始型)事業 1年目150万円、2年目～5年目 350万円-前年所得×3/5(前年所得100万円未満は150万円支給) ※ 夫婦が共同経営者の場合は上記金額の1.5倍額とする(1年目 225万円)。 就農開始から5年間 就農者に直接支払 ・原則、農業次世代人材投資(準備型)事業(国)活用のみ。 ・就農時、45歳未満(夫婦共) ・年間150日以上かつ年間1200時間以上の就農を原則とする。 ・年間総所得350万円以上の場合は翌年から停止(その後、給付期間内で350万を下回った場合は再開する)。 ・過去に農の雇用事業を活用した経営体を引き継ぐ場合は該当せず。 ・給付期間中の返還規定はあるが、期間経過後は無し。

雇用就農

研修支援(今後、研修先経営体に就職(正規職員)する場合)	国支援 就農予定時の年齢が原則45歳未満の者 農業次世代人材投資(準備型)事業(北海道農業公社～町担い手育成センター経由)※旧青年就農給付金 年額150万円 研修開始～最長2年間(海外研修1年行う場合は合計3年間まで) 研修生に直接支払 ・過去に「農の雇用事業」該当者、失業保険、生活保護等受給者は不可 ・研修先と雇用契約不可。過去の雇用契約も含む(パート、アルバイト月35時間未満を除く)。 ・研修時間は年1200時間以上を原則(1ヶ月100時間以上)とする。 ・雇用契約を締結しないので、研修中の事故に備えた保険への加入(研修生負担)を望む。
研修支援(正規雇用契約締結者)	農の雇用事業(農業法人等就業実践研修支援事業)(北海道農業会議へ直接申請) 年額120万円(法人設立3～4年目は年額60万円) 就農3ヶ月後～最長2年間(新規法人設立(独立)の場合は4年間) 雇用経営体に支払 ・採用時点で原則45歳未満であること。 ・上記、農業次世代人材投資(準備型)事業を過去に受けていないこと。 ・他の事業所において過去に、農の雇用事業を受けていないこと。 ・過去に、採用先経営体と雇用契約を締結していないこと。 ・採用先経営体代表者と親族(3親等以内)ではないこと。 農の雇用事業(技術・経営継承実践研修)※第3者継承含む 年額120万円 就農3ヶ月後～最長2年間 雇用経営体に支払 ・研修期間中に経営継承の合意書を締結する。 ・経営移譲者は今後5年以内に経営を中止する意向があること。 ※ その他、上記内容と同じ
雇用支援(正規雇用契約締結者)	壮警町支援 上記、農の雇用事業研修終了者で引き続き町民であり、同一の経営体に雇用継続される場合 壮警町農業法人等雇用奨励貸付金 年額60万円 1年間1回のみ 雇用経営体に支払 ・貸付後、2年間雇用継続した場合は償還免除。 ・原則、町民であること。

住居支援

研修支援	壮警町支援 壮警町農業研修シェアハウス 月額15,000円(1部屋) ・光熱水費、通信費込み ・入居期間～最長2年間＝上記3タイプいずれも入居可
------	---